

記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小牧市農業委員会会長 殿

<譲渡人>

住所 小牧市●●町10番地
氏名 小牧 太郎

<譲受人>

住所 小牧市〇〇町〇〇11番地
氏名 小牧 一郎

下記農地（採草放牧地）について

}	※ いずれかを記入する	所有権	}	を	}	
	賃借権					
	使用貸借による権利					
	その他使用収益権（ ）					

※ いずれかを記入する

移転

設定（期間 年間）

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。（該当する内容に○を付けて下さい。）

1. 申請者の氏名等（譲受人の国籍がその他の場合、在留資格・特別永住者の有無を記載）

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	小牧 太郎	90	無職	小牧市●●町10番地
譲受人	小牧 一郎	60	農家	小牧市〇〇町〇〇11番地
国籍（譲受人のみ）※国籍がその他の場合、在留資格・特別永住者の有無に○				
○ 日本 その他（ ）			在留資格・特別永住者の資格（有・無）	

2. 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付して下さい。）

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	対価、賃 料等の額 (円)	所有者の氏名又は 名称 <small>（現所有者が登記簿と異なる場合）</small>	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の種類、 内容	権利者の氏名 又は名称
小牧市〇〇1番	畑	畑	600	5,000,000円 (/10a)	()		
以下余白				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
計	田			/	/	/	/
	畑		600				

※ 実際の売買価格から10aあたりの金額を計算して記入する。

3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

当事者	権利移転の事由
譲渡人	高齢により全ての農地を耕作出来ないので、譲渡して規模を縮小したい。
譲受人	申請地は、自己所有農地と隣接していて耕作しやすいので、取得して規模を拡大したい。

※ 時期を「許可日」とする場合は「許可日」を○で囲っていただき、許可日以外の日にちを指定する場合は、「許可日 又は」に線を引き、日付を記入する。

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	所有権移転
権利を移転し、又は設定しようとする時期	○許可日 又は 令和 年 月 日
土地の引渡しをしようとする時期	許可日 又は 令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約期間	令和 年 月 日から 年
備考	<p>売買価格 300万円 ※実際の支払額を記入</p> <p>※「所有権移転」の場合は斜線を引き、「使用貸借権又は賃貸借権」の場合は日付け及び年数を記入する。</p>

5. その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	農地面積(m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積(m ²)
		①	②	③	
自作地 <small>※貸付地及び非耕作地を除く</small>	①+②+③	① 実際に田として利用している面積（現況地目）	② 実際に畑として利用している面積（現況地目）	③ 実際に樹園地として利用している面積（現況地目）	※登記地目と現況地目が異なる場合は、現況地目で面積の計算して下さい。(営農計画書の地目ごとの面積と同じになるように)
貸付地	④+⑤+⑥	④ 利用権設定等で貸し付けている田の面積	⑤ 利用権設定等で貸し付けている畑の面積	⑥ 利用権設定等で貸し付けている樹園地の面積	
非耕作地	所在・地番	地目		面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地	※やむをえない理由により農地として利用していくことが困難な土地について記入。 (ここに該当土地がある場合、事前に農業委員会へ相談をお願いします)			

所有地以外の土地	農地面積(m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積(m ²)
		⑦	⑧	⑨	
借入地	⑦+⑧+⑨	⑦ 実際に田として利用している面積（現況地目）	⑧ 実際に畑として利用している面積（現況地目）	⑨ 実際に樹園地として利用している面積（現況地目）	※登記地目と現況地目が異なる場合は、現況地目で面積の計算して下さい。(営農計画書の地目ごとの面積と同じになるように)
貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

(記載事項)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載して下さい。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載して下さい。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の

数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積 **※営農計画書の内容と同じになるように記入。**

	田	畑			樹園地	採草 放牧地	合計
作付(予定)作物	米	キャベツ	なす 他	里芋	梨		
権利取得後の面積(m ²)	①+⑦	②+⑧のうち、 作物別の面積		申請地の面積	③+⑨		全ての合計面積

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	田植え機	トラクター	コンバイン	耕うん機	軽トラ	
確保しているもの	所有	1 台	1 台	1 台	1 台	2 台	台
	リース	台	台	台	台	台	台
導入予定のもの	所有	台	台	台	台	台	台
	リース	台	台	台	台	台	台
(資金繰りについて)							

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載して下さい。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースの別に該当欄に記入して下さい。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	
農作業暦 30年	農業技術修学暦 2年 その他 ()
② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在： 2人 (農委作業経験の状況： 父50年・母45年) ※申請者を除いた世帯員で、従事日数が60日以上の方のみを記入。
	増員予定： (農委作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在： 人 (農委作業経験の状況：)
	増員予定： (農委作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
0.3 km	自動車・自転車・ 徒歩 (5) 分

(記載要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に○印を記入して下さい。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載して下さい。)

下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付して下さい。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

(「所要の面積」とは、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)

- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権現に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付して下さい。

- 賃借人又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間に稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

- 農業生産法人の常時従事者たる構成者がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載して下さい。）

～ ～ ～ ～ ～ のため、周辺地域に対する影響はなし。

※ 耕作方法の変更により、申請地の周辺農地に対して支障が生ずるおそれがあると認められる場合は許可できないとなっているため、周辺地域に対する影響はないという説明を箇条書きで記入して下さい。